

福岡県公報

平成23年4月18日
第3244号

目次

告示(第685号-第686号)

- 土地改良区の解散の認可 (農村整備課) …………… 1
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 1
- 産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧 (廃棄物対策課) …………… 1
- 保育士試験の実施 (子育て支援課) …………… 2

告示

福岡県告示第685号

次の土地改良区が土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年4月18日

福岡県知事 麻生 渡

| 土地改良区名 | 解散認可年月日 |
|------------|-----------|
| 福岡市麦野土地改良区 | 平成23年4月7日 |

福岡県告示第686号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。

平成23年4月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成23年3月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ウィッグリング・ジャパン

(2) 代表者の氏名

金堂 あい子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区天神2丁目2番13号サンベアービル3階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、主として、

- がん患者とその家族、そして医療従事者が広く交流できる場所と機会をすることで、がん治療中の患者とその家族に対して「心のケア」や生活支援を行うこと
- 西日本エリアのがん対策に関する情報を総合的に発信することで、地域活性化に結び付け、医療サービスと医療ツーリズムの発展と向上を図ること
- 闘病経験をキャリアとして捉え、患者によるボランティアスタッフの育成を行い、仲間同士が支え合うダイバーシティ化社会へ向けて、ピアサポート体制を充実させること
- 納得できる治療と患者のQOLの向上の為に、多種多様な医療情報の中から、患者が治療方法のより良い選択が出来る様に医療情報コミュニティを形成することを行い、社会全体の活性化に寄与することを目的とする。

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成2年福岡県条例第20号)第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての

環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を閲覧に供する。

平成23年4月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

福岡エコクリーン株式会社

福岡県福岡市博多区御供所町14番58号

代表取締役 寺本 宗二

2 施設の種類及び処理能力

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ハに規定する最終処分場（管理型最終処分場）

埋立可能範囲 58,650㎡

埋立容量 1,430,621㎡

3 設置場所

福岡県直方市大字中泉字八反田1298番地1外21筆

4 指定地域

直方市大字下境の一部、大字中泉、大字上境の一部、大字赤地、新町三丁目の一部、大字山部の一部、溝掘一丁目の一部、溝掘二丁目及び溝堀三丁目、飯塚市勢田、鹿毛馬の一部、佐與の一部及び口原の一部、宮若市鶴田の一部及び龍徳の一部、小竹町大字南良津、大字勝野の一部、大字新山崎、大字新多の一部、大字赤地及び大字御徳並びに福智町上野の一部、市場の一部及び赤池の一部

上の地域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。

5 閲覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県嘉穂・軟手保健福祉環境事務所環境指導課

6 閲覧の期間

公告の日から平成23年5月18日まで

雑 報

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の9第1項の規定により都道府県知事から指定された社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターが行う保育士試験について公示します。

平成23年4月18日

社団法人全国保育士養成協議会

会長 大場 幸夫

1 試験日

筆記試験 平成23年8月6日（土）・7日（日）

実技試験 平成23年10月9日（日）

※自然災害等により試験日を延期することがあります。

2 受験申請書受付期間及び提出方法

(1) 受付期間

平成23年4月1日（金）～平成23年5月11日（水） ※5月11日（水）消印まで有効

※期限を過ぎてからの申請は、いかなる場合であっても一切受け付けません。

※簡易書留による郵送のみの受付となります。

(2) 提出方法

受験申請書及び関係書類は、必ず一括して指定の専用封筒に入れ、簡易書留で郵送してください。

注意1：1つの封筒で1人分までとします。

注意2：ポストへ投函はせず、必ず郵便局の窓口から簡易書留でお出しください。

注意3：提出された受験申請書等は、返却できません。

注意4：受験申請書には必ず連絡がとれる住所・電話番号を記入してください。申請内容に関する問合せの連絡がとれない場合は受験できないことがあります。

3 試験会場

筆記試験 福岡大学附属大濠中学校・高等学校 福岡市中央区六本松1-12-1

実技試験 福岡女学院中学校・高等学校 福岡市南区日佐3-42-1

注意1：試験会場への地図は、『受験票』に掲載します。

注意2：試験会場となる学校等では、保育士試験業務は行っておりません。電話による交通アクセスの照会等は絶対にしないでください。

注意3：筆記試験、実技試験とも同一都道府県での受験となります。

注意4：交通障害等による延着も遅刻になりますので、各会場への交通手段、所要時間等は各自で確認をし、余裕をもって来場してください。

注意5：申請書の提出後は、試験会場の変更はできません。

注意6：試験会場は会場の都合により、変更になる場合があります。

4 試験の概要

(1) 試験日と試験科目

筆記試験

| 試験日 | 試験科目 | 入室時間 | 試験時間 |
|---------|--------|-------|-------------|
| 8月6日(土) | 社会福祉 | 9:20 | 9:30~10:30 |
| | 児童福祉 | 10:50 | 11:00~12:00 |
| | 発達心理学 | 12:50 | 13:00~13:30 |
| | 精神保健 | 13:50 | 14:00~14:30 |
| | 小児保健 | 14:50 | 15:00~16:00 |
| 8月7日(日) | 小児栄養 | 9:20 | 9:30~10:30 |
| | 保育原理 | 10:50 | 11:00~12:00 |
| | 教育原理 | 12:50 | 13:00~13:30 |
| | 養護原理 | 13:50 | 14:00~14:30 |
| | 保育実習理論 | 14:50 | 15:00~16:00 |

実技試験 ※ 幼稚園教諭免許所有者を除く、筆記試験全科目合格者のみ行います。

| | |
|----------|---|
| 10月9日(日) | 音楽 ・ 絵画制作 ・ 言語 (幼稚園教諭免許所有者以外は、受験申請時に必ず2分野を選択する。) |
|----------|---|

集合時刻等については、実技試験受験票にて確認してください。

(2) 配点および合格基準

各科目・分野において、満点の6割以上を点数した者を合格とします。

※『発達心理学』及び『精神保健』は、同年に両科目とも6割以上を点数した者を合格とします。

また、『教育原理』及び『養護原理』も、同年に両科目とも6割以上を点数した者を合格とします。

実技試験は、受験申請時に2分野を選択し、同年に両分野とも6割以上を点数した者を合格とします。

筆記試験

| 科目 | 満点 |
|-------|-----|
| 社会福祉 | 100 |
| 児童福祉 | 100 |
| 発達心理学 | 50 |
| 精神保健 | 50 |
| 小児保健 | 100 |

| 科目 | 満点 |
|--------|-----|
| 小児栄養 | 100 |
| 保育原理 | 100 |
| 教育原理 | 50 |
| 養護原理 | 50 |
| 保育実習理論 | 100 |

実技試験

| 分野 | 満点 |
|------|----|
| 音楽 | 50 |
| 絵画制作 | 50 |
| 言語 | 50 |

(3) 筆記試験について

① 筆記試験当日は、受験票・HB～Bの鉛筆又はシャープペンシル・消しゴムを各自持参してください。(筆記試験は、マークシート方式にて行います。)

※受験票を紛失した場合は、至急保育士試験事務センターへ連絡してください。

② 試験会場への入室開始は、午前8時30分からとします。

※試験会場への入場は、受験者本人に限ります。

③ 試験開始10分前までに試験教室へ入室してください。

試験開始後20分までは入室を認めます。

ただし、『発達心理学』・『精神保健』・『教育原理』・『養護原理』については、試験開始後の入室は認めません。

- ④ 試験中机の上に置けるものは、受験票・筆記用具（筆箱）・腕時計（計算機、電話等の機能のついていないもの）とします。（置時計は不可）
※机の上に、携帯電話等を置くことを禁止（時計としての使用も禁止）します。
試験教室に持ち込む場合は、電源を切ってください。
※通信機器の扱いについては、各試験教室の監督員の指示に必ず従ってください。

- ⑤ カンニング、携帯電話を使用する等の不正行為をした場合は、受験を停止し、今年受験の試験科目全てについて無効となるほか、当該年試験から3年以内の期間で受験ができなくなる場合があります。（児童福祉法施行規則第6条の14第2項）

- ⑥ 試験教室からの途中退室は、試験開始後30分を経過した後から終了5分前までとします。なお、『発達心理学』・『精神保健』・『教育原理』・『養護原理』については、途中退室は認めません。

- ⑦ 試験会場の冷房が強い場合がありますので、調節できる服装でおいでください。

- ⑧ 音（アラーム等）を発するものの使用は禁止します。

(4) 実技試験について

- ① 幼稚園教諭免許所有者を除く、筆記試験全科目合格者のみ行います。
- ② 受験票は必ず持参してください。紛失した場合は、至急保育士試験事務センターへ連絡してください。
- ③ 受験票記載のガイダンス開始時刻に必ず集合してください。
※試験会場への入場は、受験者本人に限ります。
- ④ 各自の実技試験開始時刻は、試験当日のガイダンスで案内します。
- ⑤ 会場によっては試験が夕刻まで及ぶ場合があります。
- ⑥ 受験中、携帯電話等の機器の電源は全て切ること。携帯電話等の機器を受験中に使用することは不正行為とみなされる場合があります。不正行為とみなされた場合、実技試験は無効となるほか、当該年試験から3年以内の期間で受験ができ

なくなる場合があります。（児童福祉法施行規則第6条の14第2項）

- ⑦ 幼稚園教諭免許所有者以外は、受験申請時に下記の中から必ず2分野を選択してください。

注意1：受験申請書提出後の分野変更はできません。

注意2：選択していない分野の受験はできません。

注意3：試験会場で練習はできません。

音楽

課題曲

ア.『思い出のアルバム』（作詞 増子とし・作曲 本多鉄磨）

イ.『あめふりくまのこ』（作詞 鶴見正夫・作曲 湯山昭）

幼児に歌って聴かせることを想定して、課題曲の両方を弾き歌いすること。
（楽譜の持込可）

ピアノ、ギター、アコーディオンのいずれかで演奏すること。

ピアノの伴奏には市販の楽譜を用いるか、添付楽譜のコードネームを参照して編曲したものを用いる。

ギター、アコーディオンで伴奏する場合には、添付楽譜のコードネームを尊重して演奏すること。

いずれの楽器とも、前奏・後奏を付けてもよい。歌詞は1番のみとする。移調して歌うのも可。

注意1：ピアノ以外の楽器は持参すること。

注意2：ギターはアンプの使用を認めないのでアコースティックギターを用いこと。

カポタストの使用は可。

注意3：アコーディオンは独奏用を用いること。

絵画制作

『保育所（園）での子どもたちと保育士との活動の一場面を表現する』

注意1：表現に関する条件を試験の当日に提示します。

注意2：当日は、鉛筆またはシャープペンシル（HB～2B）、色鉛筆（12～24色）、消しゴムを各自で用意してください。

(色鉛筆は油性色鉛筆・水性色鉛筆も可としますが、水性の場合、水分を塗布することは禁止します。また、クレヨン・パス・マーカーペン等の使用は不可とします。)

※携帯用鉛筆削りを会場内に持ち込むことは可としますが、試験時間中に使用する場合は、試験監督員の了解を得てから使用してください。

注意3：受験者の間での用具の貸し借りは認めませんので、忘れないように注意してください。

注意4：試験時間は45分です。

注意5：解答用紙の大きさはB4判としますが、紙の種類及び絵を描く欄の形や大きさは、試験の当日に提示します。

言語

各自あらかじめ用意した童話等を3分以内にまとめて話す。

自分の前にいる20人程度の3歳児クラスの幼児に集中して話を聞かせる時間という想定のもとに話す。

話は、童話・昔話等自由とする。

注意1：3歳児に適した話を準備しておいてください。

注意2：題名は開始合図のあと、必ず一番初めに伝えてください。

注意3：台本・道具(人形・絵本)等の使用は一切禁止です。失格になりますので注意してください。

注意4：3分間は退出できません。時間はタイムキーパーが計ります。

5 受験申請手続

(1) 受験手数料、支払方法等

受験手数料

12,700円

「保育士試験受験の手引き」に同封の払込取扱票(3連式)により、郵便局の窓口にて12,700円を納付し、振替払込受付証明書を切り離し受験申請書(裏面)の指定位置に貼付してください。

注意1：振込手数料は、受験申請者の負担となります。

注意2：ATMでの振込はしないでください。また、現金書留・郵便小為替に

よる納付はしないでください。(データ確認の都合上、ATMではなく、窓口にて払い込み願います。)

注意3：既納の受験手数料は、返還いたしません。

注意4：収納印(受付局日附)が押印されていない振替払込受付証明書は、受付できません。

注意5：受験票が届くまで振替払込請求書兼受領証と書留・特定記録郵便物等受領証は、大切に保管してください。受験申請書の未着や払い込みの確認の際に必要です。

(2) 受験申請書受付期限及び提出書類

【受験申請受付期限】 平成23年5月11日(水)消印まで有効

※期限を過ぎてからの申請は、いかなる場合であっても一切受け付けません。

※簡易書留による郵送のみの受付となります。

次に掲げる書類を一括して指定の専用封筒に入れ、必ず簡易書留で郵送してください。

① 保育士試験受験申請書

② 証明写真(縦3.5cm×横3cm申請日前3カ月以内に撮影したものを受験申請書表面の指定位置に貼付)

※受験申請者本人(胸部から頭まで)のみを撮影したもの、無帽、無背景、鮮明であるものとする。

平常の表情であるものとする。印画紙(写真専用紙)に印刷されたものとする。

(眼鏡の枠・前髪・装飾品・影などが目や顔の一部を隠しているもの、笑顔、普通紙などでの印刷は不可)

証明写真として不適切と判断した場合は再提出となります。

③ 振替払込受付証明書(受験申請書裏面の指定位置に貼付)

④ 受験資格を証明する必要書類及び科目免除の必要書類(「(4)の受験資格及び必要書類」を参照。)

※必要書類が不足・不備・未提出、受験申請書の記入漏れ、また受験申請書提出後に免除を申し出た場合は受験・免除申請ができません。

注意：受験申請書提出後の内容照会や変更は受け付けませんので、受験申請書や必要書類（免除内容等）はコピーを保管する等、各自で把握してください。

(3) 筆記試験受験票の送付

「筆記試験受験票」は平成23年7月16日（土）から平成23年7月24日（日）までの期間に送付します。

※上記期日を過ぎても届かない場合は、7月25日（月）から7月29日（金）までの期間に保育士試験事務センターまで連絡してください。

※筆記試験全科目免除者には、筆記試験受験票は送付しません。

※受験票が届いた時点で、カナ氏名・生年月日・住所・受験科目等に誤りがないか確認してください。誤りがあった場合は、早急に保育士試験事務センターまで連絡してください。

(4) 受験資格及び必要書類一覧

① 初めて受験する方（または平成21年及び平成22年に合格科目がない方）

該当する受験資格を下表で確認の上、受験申請書に必要事項を記入し、必要書類を提出してください。

注意：必要書類に旧姓が記載されている方は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本の提出が必要です。（コピー不可）

※戸籍抄本等が複数ページに綴られている場合は全て提出してください。

※各証明書の内容（旧姓の記載など）を確認し、提出してください。

| 区 分 | No. | 受験資格 | 必要書類（全て原本） | 注意点 |
|--------------------------|-----|----------------|----------------|-------------|
| 大 学 (学部・ 学科不問) | A-1 | 卒業した者 | 学校発行の卒業証明書 | 卒業証書等 不可 |
| | A-2 | 大学院在学もしくは修了した者 | 学校発行の在学（修了）証明書 | 卒業証書等 不可 |

学校教育法による

| | | | | |
|------------------------|-----|--|---|-------------|
| 短期大学 (学科不問) | B-1 | 2年以上在学かつ62単位以上修得済の者 (大学卒業が見込まれる者・中退者も含む) | 「保育士試験受験の手引き」に同封の62単位以上修得(見込)証明書 | ※注2 |
| | B-2 | 2年以上在学かつ今年度中に62単位以上修得が見込まれる者 | | ※注1・※注2 |
| | B-3 | 1年以上2年未満在学かつ62単位以上修得済の者 | | |
| | B-4 | 1年以上2年未満在学かつ今年度中に62単位以上修得が見込まれる者 | | |
| | B-5 | 編入学した者 | 保育士試験事務センターへ連絡してください | |
| 短期大学 (学科不問) | C-1 | 卒業した者 | 学校発行の卒業証明書 | 卒業証書等 不可 |
| | C-2 | 最終学年在学で、今年度中に卒業が見込まれる者 | 学校発行の卒業見込証明書 | ※注1・※注4 |
| | C-3 | 短期大学専攻科在学もしくは修了した者 | 学校発行の在学（修了）証明書 | 卒業証書等 不可 |
| 専修学校 各種学校 (学科不問) | D-1 | 専修学校の専門課程・各種学校を卒業した者（詳細は「9 受験資格詳細(1)の⑤」参照） | 「保育士試験受験の手引き」に同封の専修学校/各種学校卒業（見込）証明書 ※学校発行の卒業（見込）証明書は不可 | 卒業証書等 不可 |
| | D-2 | 専修学校の専門課程・各種学校最終学年在学で、今年度中に卒業が見込まれる者（詳細は「9 受験資格詳細(1)の⑤」参照） | | ※注1 |
| | D-3 | 平成3年3月31日以前に専修学校の高等課程を卒業した者（詳細は「9 受験資格詳細(1)の⑤」参照） | | 卒業証書等 不可 |

| | | | | |
|---------------|-----|--|--------------|---------|
| 高等専門学校 | E-1 | 高等専門学校を卒業した者 | 学校発行の卒業証明書 | 卒業証書等不可 |
| | E-2 | 高等専門学校最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者 | 学校発行の卒業見込証明書 | ※注1 |
| 高等学校専攻科 | F-1 | 高等学校専攻科（修業年限2年以上）を卒業した者 | 学校発行の卒業証明書 | 卒業証書等不可 |
| | F-2 | 高等学校専攻科（修業年限2年以上）最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者 | 学校発行の卒業見込証明書 | ※注1 |
| 中等教育学校後期課程専攻科 | G-1 | 中等教育学校後期課程専攻科（修業年限2年以上）を卒業した者 | 学校発行の卒業証明書 | 卒業証書等不可 |
| | G-2 | 中等教育学校後期課程専攻科（修業年限2年以上）最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者 | 学校発行の卒業見込証明書 | ※注1 |
| 特別支援学校専攻科 | H-1 | 盲学校、聾学校もしくは養護学校専攻科（修業年限2年以上）を卒業した者 | 学校発行の卒業証明書 | 卒業証書等不可 |
| | H-2 | 盲学校、聾学校もしくは養護学校専攻科（修業年限2年以上）最終学年在学中で今年度中に卒業が見込まれる者 | 学校発行の卒業見込証明書 | ※注1 |
| 高等学校卒業 | J-1 | 平成3年3月31日以前に高等学校を卒業した者 | 学校発行の卒業証明書 | 卒業証書等不可 |
| | J-2 | 平成8年3月31日以前に高等学校保育科を卒業した者 | | |

| | | | | |
|------------------|-----|---|--|---------|
| 高等学校卒業+勤務経験（※注3） | K-1 | 平成3年4月1日以降に高等学校卒業後（保育科は平成8年4月1日以降卒業後）、児童福祉施設で2年以上児童の保護に従事した者（詳細は「9受験資格詳細(2)」参照） | 学校発行の卒業証明書と、「保育士試験受験の手引き」に同封の児童福祉施設勤務証明書 | 卒業証書等不可 |
| 勤務経験（※注3） | L-1 | 児童福祉施設で5年以上児童の保護に従事した者（詳細は「9受験資格詳細(3)」参照） | 「保育士試験受験の手引き」に同封の児童福祉施設勤務証明書 | |
| | M-1 | 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者 | 保育士試験事務センターへお問い合わせください | |

上記に該当しない方は、事前に保育士試験事務センターにお問い合わせください。

※注1 見込受験をした者について、今年度中に卒業できなかった場合、62単位以上修得できなかった場合、あるいは在学2年間に満たなかった場合、合格（一部科目合格）は無効となります。

※注2 「保育士試験受験の手引き」に同封の62単位以上修得(見込)証明書が提出できない場合は、学校発行の証明印のある「62単位以上修得(見込)を証明する書類（成績証明書等）」と「在学証明書（在学期間がわかるもの）」を提出してください。

※注3 放課後児童クラブ（学童保育）での勤務経験の方は、「9受験資格詳細(2)の⑤」を参照してください。

※注4 短期大学に2年以上在学かつ62単位以上修得し中退した方、大学校などを卒業した方は保育士試験事務センターにお問い合わせください。

② 平成21年・平成22年一部科目合格者

対象者は下表で確認の上、受験申請書に必要事項を記入し、必要書類を提出してください。

受験申請時に必要書類が提出されていない場合は受験、免除申請ができません。

| 免除対象者 | 必要書類（原本不可） | 免除内容 |
|---------------------|---|----------------------|
| 平成21年一部科目合格者 | ①平成21年的一部科目合格通知書のコピー | ・平成21年に合格した科目 |
| 平成22年一部科目合格者 | ②平成22年的一部科目合格通知書のコピー | ・平成22年に合格した科目 |
| 平成21年及び平成22年一部科目合格者 | ①平成21年的一部科目合格通知書のコピー ②平成22年的一部科目合格通知書のコピー ※①、②両方の必要書類が必要。 | ・平成21年及び平成22年に合格した科目 |

※「①初めて受験する方」に記載の必要書類（卒業証明書等）を提出する必要はありません。

※一部科目合格通知書を紛失した方は、「合格科目免除願」を提出することにより、免除手続きができます。手続きを希望する場合は、受験申請書と一緒に「合格科目免除願」を提出してください。

※免除申請科目の再受験を希望して、再受験科目が不合格、または欠席した場合でも、平成21年・平成22年に合格した科目が有効であることに変わりません。

③幼稚園教諭免許所有者

対象者は下表で確認の上、受験申請書に必要事項を記入し、それぞれ必要書類を提出してください。

幼稚園教諭免許状のコピー又は教育職員（幼稚園教諭）免許状授与証明書のコピーだけでは受験できません。

注意：必要書類に旧姓が記載されている方は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本の提出が必要です。（コピー不可）

※戸籍抄本等が複数ページに綴られている場合は全て提出してください。

※各証明書の内容（旧姓の記載など）を確認し、提出してください。

i) 幼稚園教諭免許所有者の免除申請

| 免除対象者 | 必要書類 | 免除内容 |
|-------------------------|---|--------------------------|
| 幼稚園教諭免許所有者 (臨時免許を除く) | ①「幼稚園教諭免許状のコピー」又は「教育職員（幼稚園教諭）免許状授与証明書のコピー（原本不可・カラーコピー禁止）」 ②次のいずれかに該当する必要書類 ・初受験者は「①初めて受験する方」に記載の必要書類（卒業証明書等）の原本 ・一部科目合格者は「②平成21年・平成22年一部科目合格者」に記載の必要書類のコピー ※①、②両方の書類が必要 | ・発達心理学 ・教育原理 ・実技試験 |

ii) 指定保育士養成施設（※注1）での科目履修等による免除申請（幼稚園教諭免許所有者に限る）

指定保育士養成施設において筆記試験に対応する教科目を修得した場合、該当の筆記試験科目が免除されます。（※注2）

| 免除対象者 | 必要書類 | 免除内容 |
|---|---|--|
| 幼稚園教諭免許所有者 (臨時免許を除く) + 指定保育士養成施設 (※注1)での科目履修等により教科目を修得した者 | ①「幼稚園教諭免許状のコピー」又は「教育職員（幼稚園教諭）免許状授与証明書のコピー」（原本不可・カラーコピー禁止） ②教科目を修得した指定保育士養成施設が発行した「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書」の原本 ※「単位修得証明書」・「成績証明書」等では免除申請できません。 ③次のいずれかに該当する必要書類 ・初受験者は「①初めて受験する方」に記載の必要書類（卒業証明書等）の原本 ・一部科目合格者は「②平成21年・平成22年一部科目合格者」に記載の必要書類のコピー ※①～③すべての書類が必要 | ・発達心理学 ・教育原理 ・実技試験 + ・幼教専修証明書により免除された科目（※注3） |

※注1 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設。（児童福祉法第18条の6第1号にて規定）

※注2 平成23年受験申請の後に修得した教科目は平成24年以降の試験から免除対象となります。受験申請後の免除、修得の見込み等の免除はでき

ません。

※注3 「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書」(幼教専修証明書)に記載される教科目が免除科目になります。証明書の内容を必ず確認してください。

※教育職員(幼稚園教諭)免許状授与証明書は、幼稚園教諭免許状を交付した都道府県の教育委員会が発行しています。

※幼稚園教諭免許状・教育職員(幼稚園教諭)免許状授与証明書のコピー及び幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書の原本は、前回受験した際に提出されていても、今年も提出が必要です。

6 試験結果通知

(1) 筆記試験結果通知

「筆記試験結果通知書」は、受験申請者全員に平成23年9月17日(土)から平成23年9月25日(日)までの期間に送付します。筆記試験全科目合格者(実技試験受験対象者)には、筆記試験結果通知書と併せて『実技試験受験票』を送付します。

※上記期日を過ぎても届かない場合は、9月26日(月)から9月30日(金)までの期間に保育士試験事務センターまでご連絡ください。

※実技試験受験票が届いた時点で、受験分野等に誤りがないか確認してください。

誤りがあった場合は、早急に保育士試験事務センターまで御連絡ください。

(2) 実技試験結果通知(保育士試験合格通知書・保育士試験一部科目合格通知書)

「実技試験結果通知」は、平成23年11月18日(金)から平成23年11月27日(日)の期間に下記の通知書と併せて送付します。

①保育士試験に合格した方…『保育士試験合格通知書』

②筆記試験で1科目以上合格した方…『保育士試験一部科目合格通知書』

※合格した筆記試験科目は、科目毎に合格した年を含めて、3年間有効です。

注意：平成25年からの試験科目となる「子どもの保健」については、「発達心理学及び精神保健」及び「小児保健」がともに合格していないと免除になりません。

「保育士試験受験の手引き」別添の「保育士試験科目名改正についてのお知らせ」を参照してください。

※筆記試験にて、合格科目がない方へは、『保育士試験一部科目合格通知書』の送付はしません。

※上記期日を過ぎても届かない場合は、11月28日(月)から12月9日(金)までの期間に保育士試験事務センターまで御連絡ください。

※筆記試験・実技試験の内容、合否、正答、採点基準、採点方法等についてのお問合せには一切応じられません。

7 保育士の登録

保育士試験合格者は、「保育士」として業務に就く場合、児童福祉法の規定に基づき、事前に登録事務処理センターにて保育士登録の手続きを行う必要があります。詳細は下記の連絡先までお尋ねください。

※登録の手続きには、申請書類の受付よりおおむね2ヶ月程度かかります。

都道府県知事委託 保育士登録機関 登録事務処理センター

TEL 03-5485-3150 URL <http://www.hoikushi.jp>

※保育士試験事務センターとは、別団体です。

8 その他注意事項

(1) 筆記試験・実技試験の内容、合否、正答、採点基準、採点方法等についてのお問合せには一切応じられません。

(2) 『書留・特定記録郵便物等受領証』・『振替払込請求書兼受領証』は、受験票が届くまで大切に保管しておいてください。

※受験票を紛失した場合は、至急保育士試験事務センターへ連絡してください。

(3) 受験票や各通知書の不達・紛失のお問合せは受験者ご本人からのお申し出のみとさせていただきます。

(4) 受験の際の注意事項

① 試験会場への入場は、受験者本人に限ります。

② 試験当日欠席される場合、保育士試験事務センターに連絡する必要はありません。

③ 試験会場となる学校等では、保育士試験業務は行っておりません。電話による交通アクセスの照会等は絶対にしないでください。

④ 交通障害等による延着も遅刻になりますので、各会場への交通手段、所要時間

等は各自で確認をし、余裕をもって来場してください。

- ⑤ 試験会場へは、公共交通機関を利用してください。
 - ⑥ 会場では係員の指示に従ってください。
 - ⑦ 当日の昼食は、各自持参してください。
 - ⑧ ゴミは試験会場には捨てず、各自で持ち帰ってください。
 - ⑨ 筆記試験会場周辺の路上に、試験結果を有料で知らせる業者がありますが、これらの業者と保育士試験事務センターは関係がありませんので注意してください。
- (5) 受験に際して補助等個別対応の必要な方は、事前に保育士試験事務センターまで連絡してください。

9 受験資格詳細

※学校教育法以外の施設の卒業者は、保育士試験事務センターにお問合せください。

(1) 次のいずれかに該当する方は受験資格があります。

- ① 学校教育法による大学に2年以上在学して62単位以上修得した者又は高等専門学校を卒業した者
- ② 学校教育法による大学に1年以上在学している者であって、年度中に62単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めたもの
- ③ 学校教育法による高等専門学校及び短期大学の最終学年に在学しているものであって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めたもの
- ④ 学校教育法による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）の専攻科（修業年限2年以上のものに限る）又は特別支援学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る）を卒業した者または当該専攻科の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めたもの
- ⑤ 専修学校と各種学校について
 - i) 学校教育法第124条及び第125条による専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る）又は各種学校（同法第90条に規定するものを入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る）を卒業した者
 - ii) i) に規定する当該専修学校の専門課程または当該各種学校の最終学年に在

学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めたもの

iii) 平成3年3月31日以前に学校教育法第124条及び第125条による専修学校の高等課程（修業年限3年以上のものに限る）を卒業した者

- ⑥ 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
 - ⑦ 上記①～⑥に準ずる者であって都道府県知事が適当と認めたもの。詳しくは保育士試験事務センターまでお問合せください。
- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）又は文部科学大臣において、これと同等以上の資格を有すると認定した者であって、以下に掲げる①～⑤の施設等において、2年以上の勤務で、総勤務時間数が2,880時間以上、児童等の保護または援護に従事したものの。ただし、②～⑤の施設等での勤務者については受験を希望する都道府県の知事から受験資格についての認定を受ける必要があります。詳しくは保育士試験事務センターまでお問合せください。

- ① 児童福祉施設（注）
- ② 「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」（平成20年11月28日 雇児発第1128003号）に規定するへき地保育所
- ③ 18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設
 - ア 障害者自立支援法（平成17法律第123号）附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設
 - イ 障害者自立支援法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設
 - ウ 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年5月21日厚生省発児第104号）に規定する知的障害者福祉工場
- ④ 「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発0609001号）に規定する家庭的保育事業
- ⑤ 「放課後子どもプラン推進事業の実施について」（平成19年3月30日18文科生第587号雇児発第0330039号）に規定する「放課後児童健全育成事業（放課後

児童クラブ) 」

勤務先が上記の「放課後児童クラブ」に該当するかどうかについては、事業を実施している各自治体(市区町村)にお問合せください。

※ 放課後子ども教室推進事業は勤務経験として認められません。

(注) 児童福祉施設とは、児童福祉法によって定められた次の14種類の施設を指します。

保育所・児童厚生施設・児童養護施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センター・助産施設・乳児院・母子生活支援施設・知的障害児施設・知的障害児通園施設・盲ろうあ児施設・肢体不自由児施設・重症心身障害児施設・情緒障害児短期治療施設 ※ 認可外保育施設は該当しません。

(3) 上記(2)に掲げる施設等において5年以上の勤務で、総勤務時間数が7,200時間以上、児童等の保護または援護に従事した者。ただし、②～⑤の施設等での勤務者については受験を希望する都道府県の知事から受験資格についての認定を受ける必要があります。詳しくは保育士試験事務センターまでお問合せください。

(4) 次の①または②に該当する場合は、経過措置により受験資格があります。

① 平成3年3月31日までに学校教育法による高等学校を卒業した者(旧中学校令による中学校を卒業した者を含む)若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者

② 平成8年3月31日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者

10 受験申請書の提出先および試験に関する照会先

社団法人 全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

〒171-8536

東京都豊島区高田3-19-10

フリーダイヤル：0120-4194-82

電話：03-3590-5561

ファックス：03-3590-5593

ホームページ：<http://www.hoyokyo.or.jp/exam/>

Eメール：shiken@hoyokyo.or.jp

※ 平成23年の保育士試験につきましては、上記のとおり実施することとしています。が、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震災害の影響により、手引きの記載事項に変更が生じることがあります。

その場合は、社団法人全国保育士養成協議会のホームページで順次、速やかにお知らせします。